

今後のスケジュールについて

子供と家庭に関する計画

	①子供・子育て支援総合計画	②社会的養育推進計画	③ひとり親家庭自立支援計画
計画期間	令和2年度～6年度（5か年）	令和2年度～令和11年度（10か年）	令和2年度～6年度（5か年）
根拠法令	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進法	児童福祉法、児童虐待防止法	母子父子寡婦法
現行計画	子供・子育て支援総合計画（第一期）	社会的養護施策推進計画	ひとり親家庭自立支援計画（第三期）

今後の予定

いずれの計画についても、有識者等による検討を踏まえ、1月下旬からパブコメを実施し、年度末に公表

	1月			2月			3月		
子供・子育て支援総合計画				パブリックコメント			子供・子育て会議		
社会的養育推進計画			児童福祉審議会						
ひとり親家庭自立支援計画									
									公表